

# 八千代市一般廃棄物処理基本計画 【概要版】

令和3年3月  
八千代市



---

## 計画策定の背景

---

私たちの生活や経済社会活動は、地球温暖化や資源の枯渇など、人類の生存基盤に関わる深刻な影響を及ぼしてきました。そのため、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムからの脱却に向けて、様々な取り組みを進めてきました。

国際社会においては、持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が平成27（2015）年に国連サミットにて採択されました。

国では、SDGsの考え方を踏まえ、「第四次循環型社会形成推進基本計画」「食品ロスの削減の推進に関する法律」「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」「プラスチック資源循環戦略」が策定されるなど、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指しています。

八千代市（以下、「本市」といいます。）では、循環型社会の形成を目指すため、平成10（1998）年1月に資源物（びん、缶、古紙、布類）分別収集を開始し、平成12（2000）年7月には有料指定ごみ袋制度を導入するなど、市民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化や資源化に取り組んできました。

本計画は、平成28（2016）年3月に策定した「八千代市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」（以下、「前計画」といいます。）の計画期間が終了となることから、前計画の取り組み状況等を評価のうえ、近年の循環型社会をめぐる情勢を考慮し、新たに策定するものです。

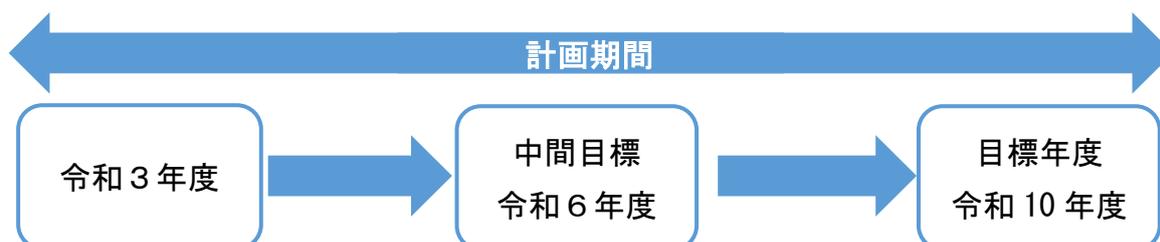
---

## 計画の期間

---

本計画の期間は、八千代市第5次総合計画の計画期間と整合性を図り、令和3（2021）年度から令和10（2028）年度までの8年間とします。

なお、本計画は、おおむね4年ごとに改定するとともに、計画策定の前提となっている諸条件や社会情勢等に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた目標や施策の取り組み状況などを踏まえ見直しを行います。



## 第1節 ごみ処理の基本目標

### 基本目標

自然環境にやさしい「再くる都市 八千代」をめざして  
 ～市民・事業者・行政の三者でつなぐ循環型社会～

| 基本目標   |                        |
|--|------------------------|
| 自然環境にやさしい「再くる都市 八千代」をめざして<br>～市民・事業者・行政の三者でつなぐ循環型社会～ |                        |
| 基本方針1  | 基本方針2                  |
| 市民・事業者・行政で連携する<br>4Rの取り組み                            | 環境負荷の少ない<br>適正処理・処分の実施 |
| 令和10年度における目標値  |                        |
| ①ごみ総排出量  | 49,469 t               |
| ②1人1日当たりのごみ総排出量                                      | 664.6 g                |
| ③1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物を除く)                            | 426.3 g                |
| ④事業系ごみ排出量  | 9,235 t                |
| ⑤ごみ焼却対象量   | 39,342 t               |
| ⑥リサイクル率  | 23.2 %                 |
| ⑦最終処分量   | 2,627 t                |

| 目標達成のための取り組み      |                   |                 |                    |            |
|-------------------|-------------------|-----------------|--------------------|------------|
| Refuse<br>(リフューズ) | Reduce<br>(リデュース) | Reuse<br>(リユース) | Recycle<br>(リサイクル) | その他        |
| マイバッグ等の<br>利用推進   | 食品ロス削減            | 物の長期使用          | 分別の徹底              | 情報提供<br>啓発 |

## 第2節 ごみ処理の基本方針

### 方針1 市民・事業者・行政で連携する4Rの取り組み

循環型社会の形成のためには、ごみの発生抑制や排出抑制の他に資源循環に向けた様々な取り組みが必要であることから、より一層の推進に向けReduce（排出抑制・減らす）、Reuse（再利用）、Recycle（資源循環）の3Rに、Refuse（発生抑制・断る）を加えた4Rの取り組みを、前計画に引き続き推進します。

また、重点的な取り組みとして、可燃ごみに多く含まれている資源物となる紙ごみの分別や食品ロス削減を積極的に推進していくとともに、令和6（2024）年度からのプラスチック製容器包装等の分別収集実施に向けた取り組みを進めていきます。

### 方針2 環境負荷の少ない適正処理・処分の実施

効率的・効果的にごみの減量化と資源化を推進するため、分別収集を継続するとともに、市民・事業者に分別の徹底について啓発します。

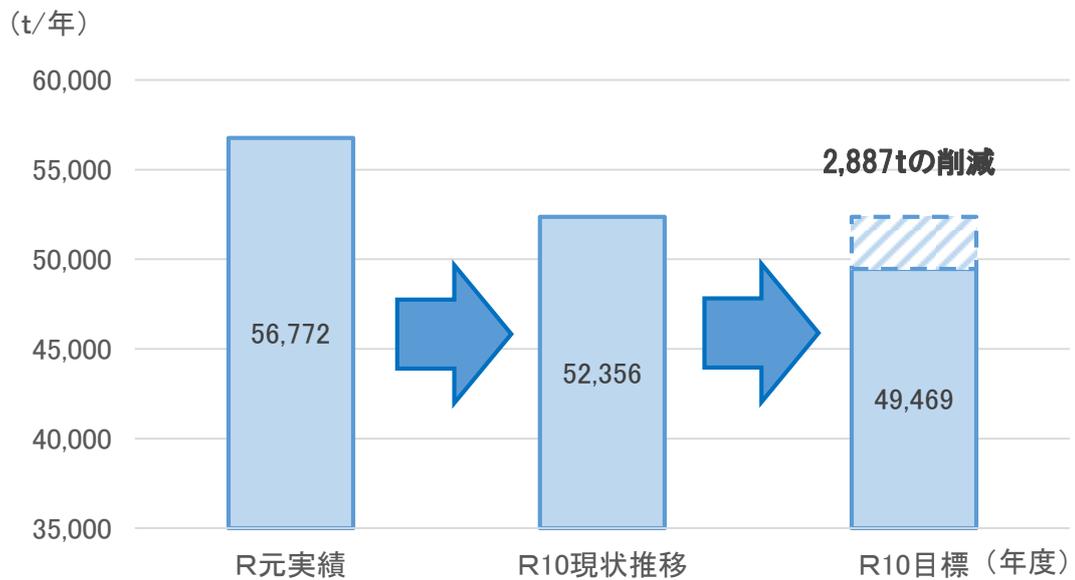
また、環境に配慮した安全で適正な処理体制を維持していくため、八千代市清掃センターのごみ処理施設の延命化及び適正な運営・管理に努めていきます。

| 基本方針  | 具体的な取り組み                                   |                                     |   |                                 |
|---|--|-------------------------------------|---|---------------------------------|
| <p>基本方針1</p> <p>市民・事業者・行政<br/>で連携する4Rの<br/>取り組み</p> | <b>Refuse</b><br>(リフューズ)<br>〔発生抑制<br>・断る〕  | 市民の取り組み                             | (1) レジ袋や包装紙などの容器包装ごみの発生抑制<br>(2) 使い捨て品の使用抑制<br>(3) 紙ごみの発生抑制   |                                 |
|   |  | 事業者の取り組み                            | (4) ごみの発生抑制を考慮した事業活動  |                                 |
|   |  | 行政の取り組み                             | (5) 情報提供、啓発活動   |                                 |
|   | <b>Reduce</b><br>(リデュース)<br>〔排出抑制<br>・減らす〕 | 市民の取り組み                             | (6) ごみ分別の徹底<br>(7) 食品ロス削減<br>(8) 生ごみの水切り  |                                 |
|   |  | 事業者の取り組み                            | (9) ごみ分別の徹底<br>(10) 発生源における排出抑制<br>(11) 食品ロス削減<br>(12) 販売体制の見直し   |                                 |
|   |  | 行政の取り組み                             | (13) 情報提供、啓発活動<br>(14) 食品ロス削減<br>(15) 多量排出事業者及び大規模事業所への立入検査<br>(16) ごみ分別の徹底<br>(17) 資源化の推進                        |                                 |
|   |  | <b>Reuse</b><br>(リユース)<br>〔再利用〕     | 市民の取り組み   | (18) 長期使用の推進<br>(19) 詰め替え品の購入   |
|   |  |                                     | 事業者の取り組み  | (20) 再利用の推進<br>(21) 再利用できる体制の確保 |
|   |  |                                     | 行政の取り組み   | (22) 情報提供、啓発活動                  |
|   |  | <b>Recycle</b><br>(リサイクル)<br>〔資源循環〕 | 市民の取り組み   | (23) ごみ分別の徹底<br>(24) 再生品の利用推進   |
|   | 事業者の取り組み                                   |                                     | (25) ごみ分別の徹底<br>(26) 資源回収の推進  |                                 |
|   | 行政の取り組み                                    |                                     | (27) 情報提供、啓発活動<br>(28) 資源化の推進<br>(29) プラスチック製容器包装・製品の分別収集<br>(30) 再くるくん協力店の充実<br>(31) リサイクルフェアの実施<br>(32) 集団回収の支援 |                                 |
|   | その他廃棄物処理に係る<br>行政の取り組み                     |                                     | (33) ごみ処理に関する情報発信   |                                 |
|   |  |                                     | (34) 八千代市廃棄物減量等推進審議会の活用   |                                 |
|   |  |                                     | (35) 八千代市廃棄物減量等推進員制度の活用   |                                 |
|   |  | (36) 環境学習の推進                        |   |                                 |
|   |  | (37) 適正な処理体制の確保                     |   |                                 |
|   |  | (38) 適正処理困難物への対応                    |   |                                 |
|   |  | (39) 不法投棄等の防止対策の強化                  |   |                                 |
|   |  | (40) 資源物持ち去りの防止対策の強化                |   |                                 |
|   |  | (41) 地球温暖化防止への取り組み                  |   |                                 |
|   |  | (42) 災害廃棄物への対応                      |   |                                 |
|   |  | (43) 超高齢社会等への対応                     |   |                                 |
|   |  | (44) 新型コロナウイルス感染症への対応               |   |                                 |
| 基本方針2<br><br>環境負荷の少ない<br>適正処理・処分の実施                 | 収集運搬計画                                     | (45) 適正かつ円滑に収集運搬することができる体制の確保       |   |                                 |
|   | 中間処理計画                                     | (46) 適正な中間処理を行うことができる体制の構築          |   |                                 |
|   | 最終処分計画                                     | (47) 計画的な最終処分                       |   |                                 |
|   |  | (48) 焼却残渣の資源化                       |   |                                 |

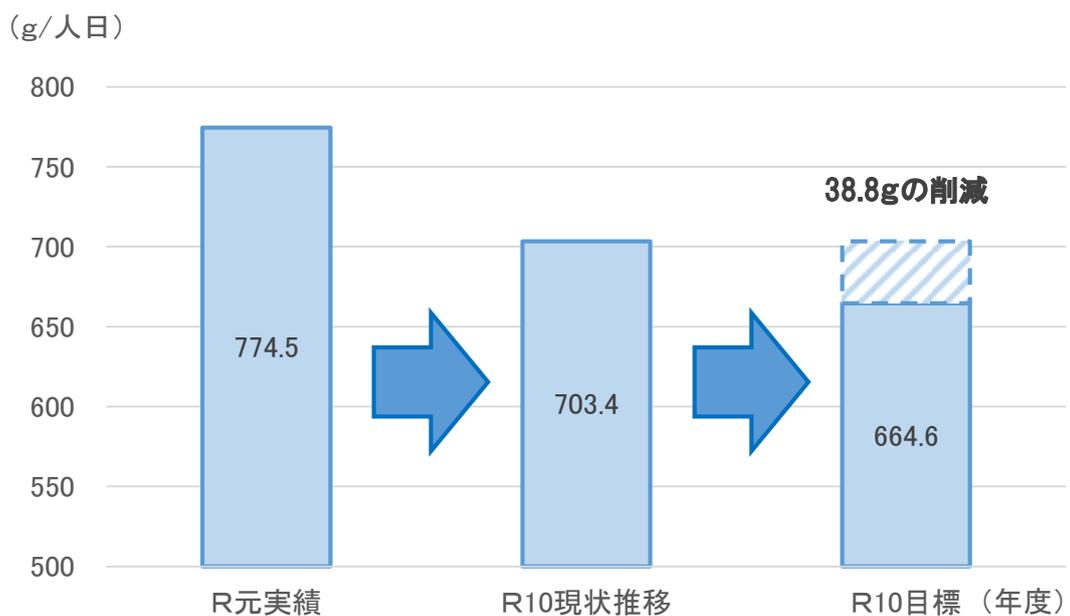
### 第3節 目標値

基本目標を実現するために、市民・事業者・行政の三者が連携して取り組む目標値を以下のとおり定めます。

#### ① ごみ総排出量

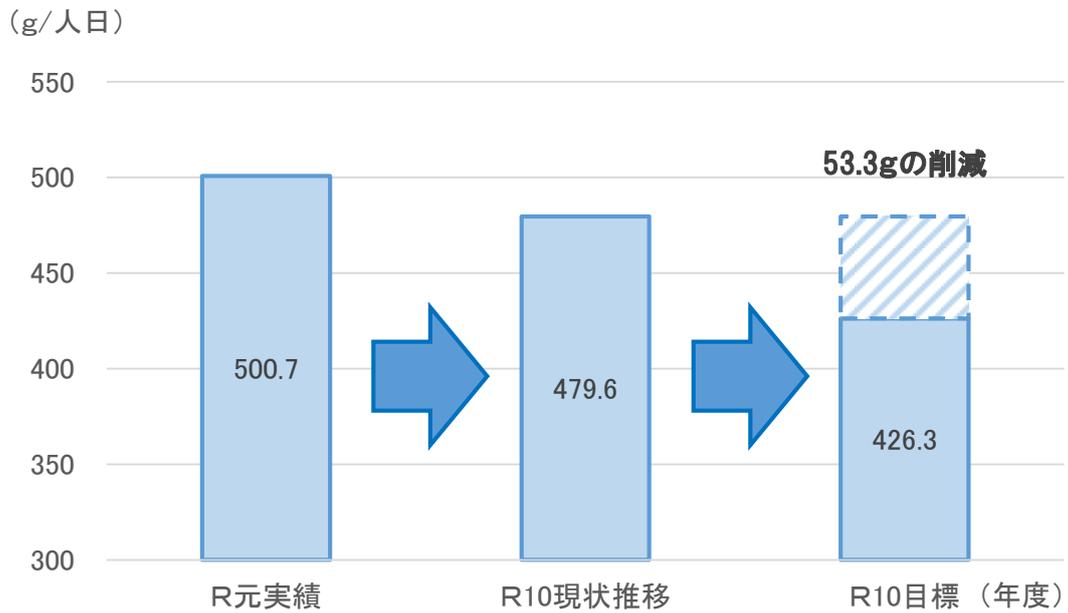


#### ② 1人1日当たりのごみ総排出量



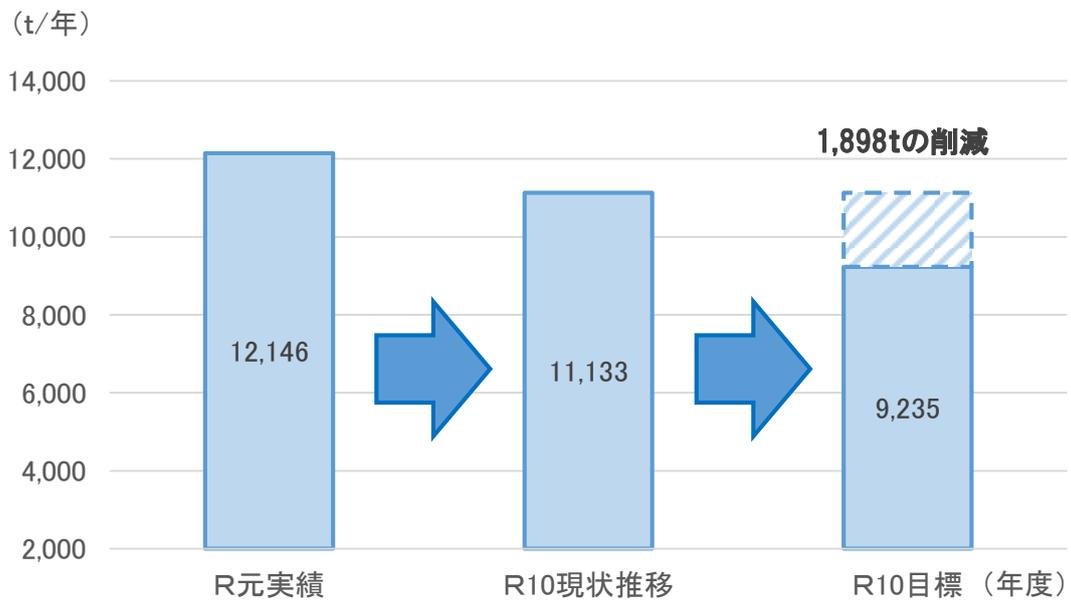
③

## 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）



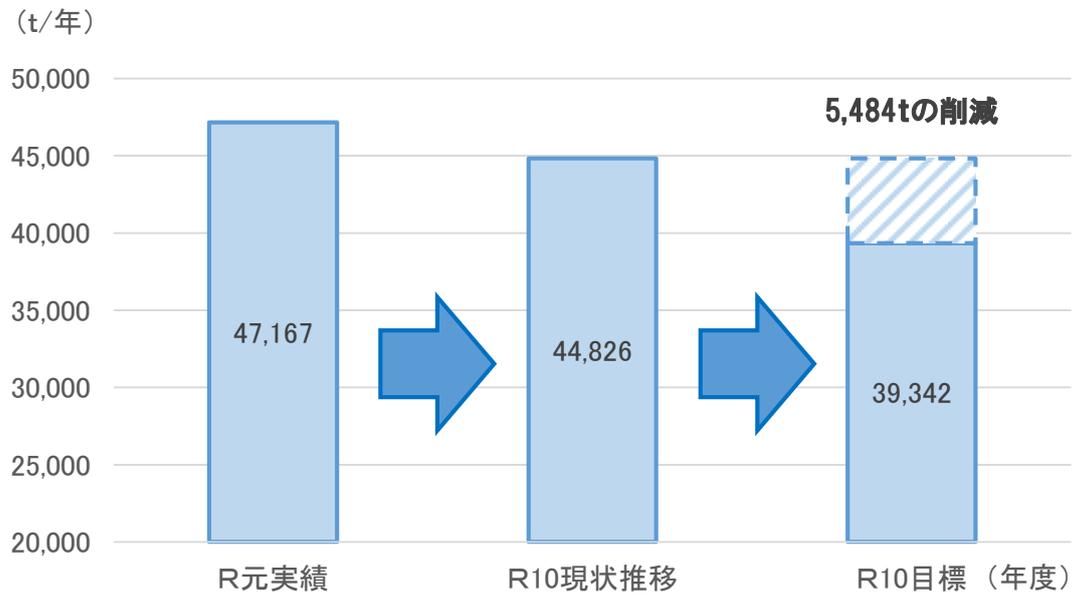
④

## 事業系ごみ排出量



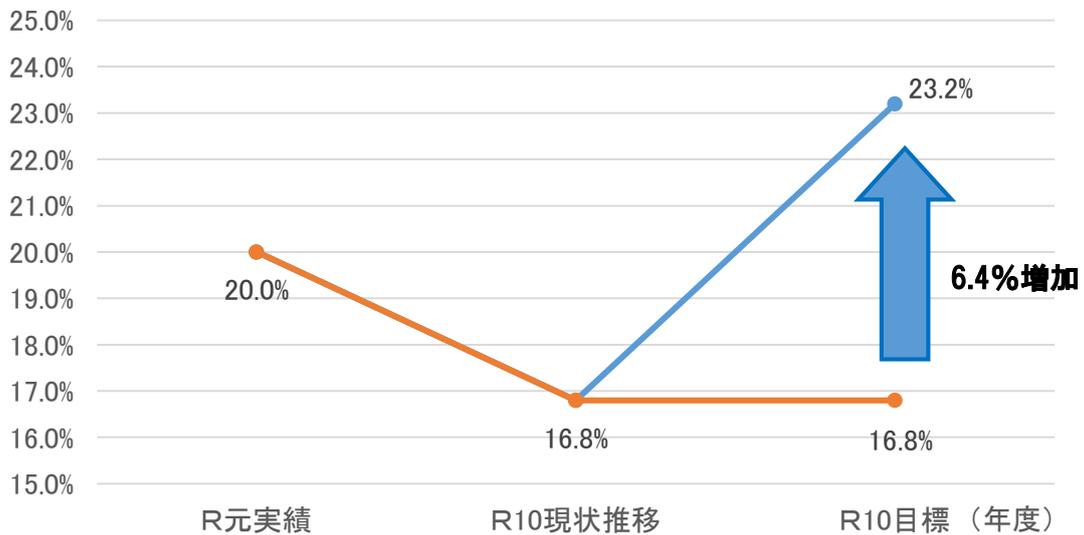
⑤

## ごみ焼却対象量



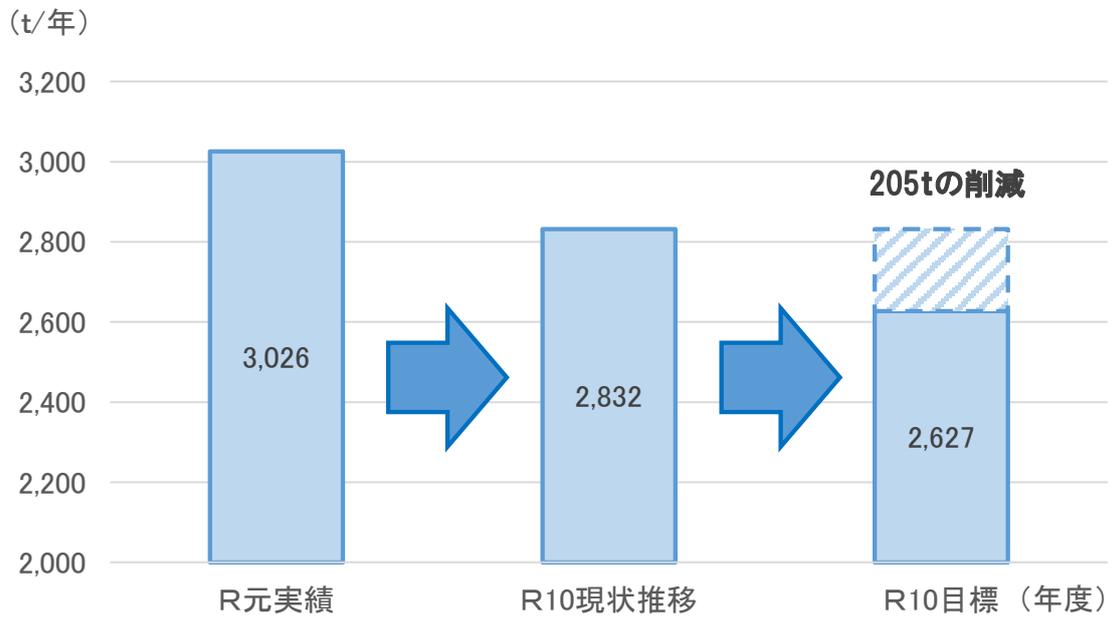
⑥

## リサイクル率



⑦

## 最終処分量



## 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）の削減目標について

本計画では、「③ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）」（6ページ）のとおり、目標値を設定しています。

家庭系ごみの中でも可燃ごみには、紙類、容器包装等のプラスチック、食べ残し等の厨芥類やその中に含まれる水分など、より一層減量化することができるものがあります。

それぞれにおいて排出量の削減や分別を推進することにより、家庭系可燃ごみの1人1日当たり排出量を、令和10年度には令和元年度と比べて約75g減らすことを目標とします。

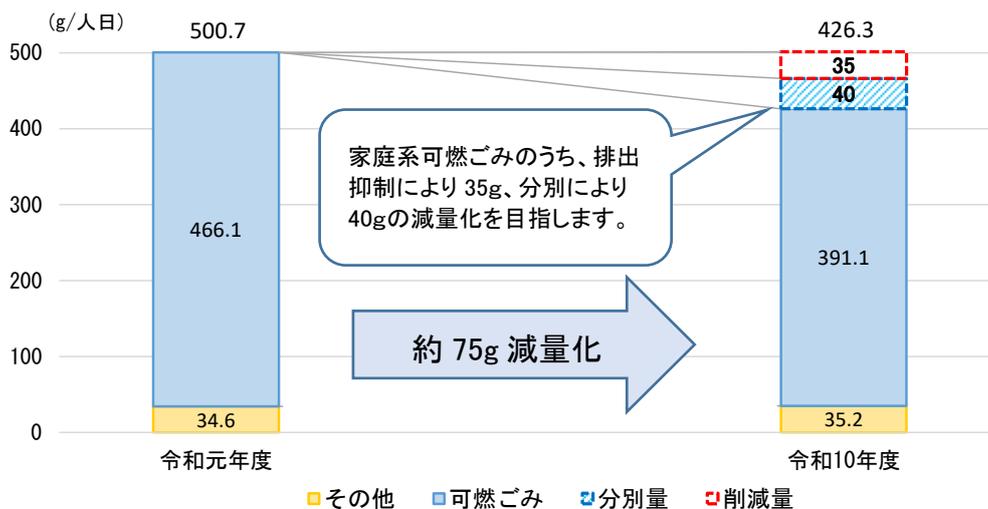


図 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）の実績値と目標値

表 家庭系可燃ごみ排出量の内訳と令和10年度における削減目標

| 区分         | ごみ質<br>(湿ベース)<br>※H27～R元<br>年度の平均 | R元年度実績       |        |       | R10年度目標 |      | 備考                |
|------------|-----------------------------------|--------------|--------|-------|---------|------|-------------------|
|            |                                   | 家庭系ごみ<br>排出量 | 原単位    | 削減目標  | 削減割合    |      |                   |
|            |                                   |              |        |       |         | %    |                   |
| 可燃ごみ<br>組成 | 紙類                                | 23.4         | 7,995  | 109.1 | 15.0    | 14.0 |                   |
|            | 排出抑制                              | —            | —      | —     | 5.0     | 5.0  | ペーパーレス化の推進        |
|            | 分別                                | —            | —      | —     | 10.0    | 9.0  | 資源物としての分別排出の徹底    |
|            | 布類                                | 8.7          | 2,973  | 40.6  | 0.0     | 0.0  |                   |
|            | 草木類                               | 14.3         | 4,886  | 66.6  | 0.0     | 0.0  |                   |
|            | プラスチック類                           | 25.7         | 8,781  | 119.8 | 40.0    | 33.0 |                   |
|            | 排出抑制                              | —            | —      | —     | 10.0    | 8.0  | マイバッグ利用によるレジ袋の削減等 |
|            | 分別                                | —            | —      | —     | 30.0    | 25.0 | 容器包装プラスチックの分別     |
|            | 厨芥類                               | 24.1         | 8,233  | 112.3 | 20.0    | 18.0 |                   |
|            | 食品ロス                              | —            | —      | 40.7  | 12.0    | 11.0 | 食品ロス削減の徹底         |
|            | 水分                                | —            | —      | —     | 8.0     | 7.0  | 水切り強化による削減        |
|            | 不燃物類                              | 0.9          | 308    | 4.2   | 0.0     | 0.0  |                   |
|            | その他                               | 2.9          | 991    | 13.5  | 0.0     | 0.0  |                   |
|            | 合計                                | 100.0        | 34,167 | 466.1 | 75.0    | 16.0 |                   |

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

## 可燃ごみを減らすための取り組み

### 1 紙類の削減 令和10年度目標：1人1日当たり15g削減

紙類は可燃ごみの約23.4%を占めており、1人1日当たりに換算すると令和元年度の排出量は109.1gとなります。このうち約14%に当たる15gを削減することを目標とします。これは新聞紙に換算すると約3/4枚分となります。

- ペーパーレス化を推進し、紙ごみの発生を抑制しましょう。
- 分別を徹底し、資源物として排出しましょう。



### 2 プラスチック類の削減 令和10年度目標：1人1日当たり40g削減

プラスチック類は可燃ごみの25.7%を占めており、1人1日当たりに換算すると令和元年度の排出量は119.8gとなります。このうち約33%に当たる40gを削減することを目標とします。

- マイバッグなどを積極的に利用し、レジ袋などの容器包装ごみの発生を抑制しましょう。

※1人1日当たり10gの削減を目標とします。これは、レジ袋に換算するとレジ袋（大：容量約14L）約1枚分となります。

- ペットボトルなどの容器包装プラスチックの分別を徹底し、資源物として排出しましょう。

※1人1日当たり30gの分別を推進することを目標とします。これは500mlペットボトルに換算すると約1本となります。（500mlペットボトルは1本約18g～25g）



### 3 食品ロスの削減 令和10年度目標：1人1日当たり12g削減

厨芥類（生ごみ）は、可燃ごみの24.1%を占めており、1人1日当たりに換算すると令和元年度の排出量は112.3gとなります。この約36%にあたる約40gが食べ残しなどの食品ロスと考えられます。

食品ロス削減に向けた取り組みを実践し、食品ロスを12g削減することを目標とします。これは、ごはんに換算するとお茶碗1杯の約10分の1となります。（お茶碗1杯は約150g）



### 4 水切りの強化などによる水分の削減 令和10年度目標：1人1日当たり8g削減

可燃ごみとして排出されるごみ量のうち、半分近くが厨芥類（生ごみ）などに含まれる水分です。水切りの強化などにより8g削減することを目標とします。これはペットボトルのキャップに換算すると約1.5杯分となります。（ペットボトルのキャップの容量は約5ml（5g））



## 第1節 生活排水処理の基本目標

日常生活に伴って排出されるし尿や台所、洗濯、風呂などからの生活排水は、下水道や合併処理浄化槽などによって適正に処理し、放流する必要があり、本市においても適正な処理を進めてきました。

しかしながら、都市化に伴い、生活排水による印旛沼流域の水質汚濁が進んだことから、水質汚濁防止法により平成5（1993）年3月に生活排水対策重点地域に指定されました。そのため、本市では、生活排水処理基本計画の他に生活排水対策推進計画を策定し、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置普及を図ってきました。その結果、市内の生活排水による汚濁負荷は軽減されてきましたが、全ての地域で生活排水の適正処理が十分に行われているとは言えず、大幅な河川の水質改善につながらない状況にあります。

そこで、前計画に引き続き、本計画における基本目標を以下のとおり設定し、市民・事業者・行政の三者が一体となって河川環境を保全していくことを目標とします。

### 基本目標

市民・事業者・行政の協働による河川環境の保全  
～恵みの沼を再び～

## 第2節 生活排水処理の目標

処理目標は、人口に対する生活排水処理人口の割合（生活排水処理率）で示します。生活排水処理人口は、し尿及び生活雑排水を適正に処理している人口で、公共下水道人口と合併処理浄化槽人口を合計した人口になります。

今後の公共下水道の整備、接続の推進、合併処理浄化槽の設置促進により、目標年度である令和10（2028）年度の処理目標を99%以上とします。

### 処理目標

生活排水処理率 99%以上

## 第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

### 1. 収集・運搬計画

し尿は委託業者が収集し、浄化槽汚泥は八千代市浄化槽清掃業許可業者が収集しています。

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、衛生面に配慮し、適正かつ円滑に実施するよう、収集業者に対し指導します。

### 2. 中間処理計画

排出されるし尿及び浄化槽汚泥について、適正な処理を行うことができるよう施設の運転管理及び整備を実施します。

### 3. 最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の焼却残渣は、引き続き八千代市清掃センターにて中間処理し、資源化・埋立処分を行います。

## 第4節 施設整備に関する計画

### 1. 公共下水道事業計画

本市における公共下水道事業は、下水道法第4条に基づき定めた下水道事業計画により施設整備を推進していきます。

本市の公共下水道は、印旛沼流域関連公共下水道として整備を進めています。本市公共下水道が接続する印旛沼流域下水道は、千葉県が事業主体となり、印旛沼や周辺河川の水質汚濁防止や地域の生活環境の向上と沼の水質保全を図る目的で、印旛沼周辺の13市町の下水道全体計画区域27,391haの生活排水や工場排水を集め、千葉市にある花見川終末処理場と千葉市と習志野市に跨る花見川第二終末処理場で処理し、東京湾に放流しています。

本市は、処理方式は分流式を採用し、現在は汚水施設として、汚水管渠延長約515km・ポンプ場施設2箇所を有しており、現行の下水道事業計画においては、市街化区域を中心として、下水道計画区域を10の処理分区に分けて、令和5（2023）年度を目標に合計2,111.3haを整備すべく事業を進めております。

また、下水道施設の整備開始から50年以上が経過し、施設全体の老朽化が進行するなか、重要なライフラインである下水道を今後も長期的に維持していく必要があることから、令和2（2020）年度から老朽化が進んだ下水道施設の計画的な点検・調査および改築事業も併せて実施しております。

今後、上位計画である印旛沼流域下水道事業計画等の見直しに合わせて、本市の下水道事業計画等も変更していく予定です。

## 2. 合併処理浄化槽の設置

公共下水道計画区域以外の地域については、「八千代市第3次生活排水対策推進計画」に基づき、高度処理型合併処理浄化槽への転換・普及を推進します。

また、単独処理浄化槽及びし尿汲み取りから高度処理型合併処理浄化槽への転換を促進するため、転換する者に対し、高度処理型浄化槽設置整備事業補助金の交付時に、設置費だけでなく配管費及び撤去費を上乗せする形で、高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進していきます。

## 3. し尿処理施設の整備

令和2（2020）年3月に策定した「八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針」に基づき、近隣の地方公共団体等との広域処理を優先とし、適正な施設の整備及び処理に向けた取り組みを進めます。

# 第5節 啓発事業における方策

## 1. 情報提供の充実

広報・啓発用のチラシ配布、市ウェブサイトの充実などによって、生活排水対策の必要性や下水道及び合併処理浄化槽の利用促進について継続的かつ効果的に情報を発信していきます。

## 2. 環境学習の推進

千葉県などと連携し、水辺の見学会や学習会などを行い、水辺の環境保全や発生源における水質保全対策について学習する機会を増やしていきます。

また、子どもたちが水辺の生き物や水の大切さについて学習することで、環境問題に関心を持ち、環境にやさしい生活を送ることができるよう講座を開催します。

## 3. 各種イベントの開催

千葉県などと連携し、水質汚濁防止や水環境の保全などをテーマとした清掃活動などのイベントを開催し、公共用水域の保全と環境について、市民の意識高揚を図ります。

#### 4. 浄化槽の適正管理に関する啓発

浄化槽は適正に管理されていないと機能が十分に発揮されず、水質汚濁等の一因になるおそれがあります。浄化槽法では、浄化槽の管理者に、年1回の法定検査、定期的な保守点検及び清掃を行う義務を定めています。

浄化槽の管理者に対し、浄化槽の適正管理の必要性について周知し、適正な維持管理を徹底するよう啓発していきます。

### 第6節 災害への対応

「八千代市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時においては被害状況の把握等を行い、状況に応じて仮設トイレの設置やし尿等の収集運搬等、迅速に対応・処理できる体制の確保に努めます。

